

平成 2 9 年

第 1 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

平成 2 9 年 3 月 1 5 日 (水)

平成29年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月15日(水) 開議 午前10時00分
閉会 午前11時46分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

1番 加藤彰男	2番 伊藤紋次
3番 柴田吉夫	4番 山本典式
5番 峯田明	6番 森田昭夫
7番 村本敏美	8番 伊藤久代
9番 伊藤芳孝	10番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員	1番 加藤彰男	2番 伊藤紋次
	3番 柴田吉夫	4番 山本典式
	5番 峯田明	6番 森田昭夫
	7番 村本敏美	8番 伊藤久代
	9番 伊藤芳孝	10番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	伊藤明博
税務会計課長	伊藤知幸	振興課長	長野好孝
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司
教育課長	内藤敏行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗嶋賢司	書記	高尾公彦
--------	------	----	------

出席議員の報告

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第2号 東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 東栄町町税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 東栄町簡易水道設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第11号 平成28年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第12号 平成28年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第13号 平成28年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第14号 平成28年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第15号 平成28年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第16号 平成28年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第17号 平成28年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第18号 平成28年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第19号 平成29年度東栄町一般会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成29年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成29年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成29年度東栄町介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成29年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成29年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 平成29年度東栄町本郷財産区特別会計予算について

- 日程第 28 議案第 28 号 平成 29 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
日程第 29 議案第 29 号 平成 29 年度東栄町園財産区特別会計予算について
日程第 30 議案第 30 号 平成 29 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
日程第 31 議案第 31 号 平成 29 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
日程第 32 議案第 32 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について
日程第 33 議案第 34 号 指定管理者の指定の期間の変更について
日程第 34 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開会宣言 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 29 年第 1 回東栄町議会定例会』を開きます。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 32 の次に、日程第 33、議案第 34 号『指定管理者の指定の期間の変更について』と、日程第 34『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の 2 案件が、本日追加提案されましたので上程したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって日程第 33、日程第 34 の 2 案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第 1、『委員長報告』を行います。去る、3 月 3 日の本会議におきまして、各委員会に付託いたしました案件に対しての審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。初めに、予算特別委員長の報告をお願いいたします。

（「はい、予算特別委員長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、予算特別委員長。

9 番（伊藤芳孝君）

それでは、東栄町議会予算特別委員会 委員長報告をさせていただきます。去る 3 月 3 日の本会議において、本委員会に付託されました付議事件は、議案第 19 号「平成 29 年度東栄町一般会計予算について」から議案第 32 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について」までの 14 案件であります。

これを受けまして、3 月 7 日、午前 10 時より当会議室において、正副委員長の選任の結果、私が委員長、村本敏美委員が副委員長の職務を行うこととなり、予算特別委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長をはじめ副町長、教育長、各課長の出席のもと、慎重審査をいたしましたので、以下審査の経過と結果についてご報告をいたします。なお、本委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑の詳細は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第 19 号「平成 29 年度東栄町一般会計予算について」を審査しました。議案に対する質疑は、歳出 47 件、歳入 7 件であり、その後の討論はなく、採決の結果「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

次に、議案第 20 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」、議案第 21 号「平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 22 号「平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算について」、議案第 23 号「平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計予算について」、議案第 24 号「平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について」、議案第 25 号「平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」、議案第 26 号から議案第 31 号までの「平成 29 年度各財産区特別会計予算について」を順次審査いたしました。いずれの議案も質疑・討論はなく、採決の結果「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

次に、議案第 32 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について」の審査を行い、議案に対する質疑は 7 件、その後の討論はなく、採決の結果「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

以上をもちまして、東栄町議会予算特別委員会 委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

予算特別委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

予算特別委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。次に、文教福祉委員長の報告をお願いいたします。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、文教福祉委員長。

1 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第 7 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」、議案第 11 号「平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について（関係分）」、議案第 12 号「平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 13 号「平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 14 号「平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 18 号「平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の計 6 議案が付託されました。

3 月 8 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以下、審査において質疑・答弁があった議案について、主な内容を報告いたします。議案第 7 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」、議案第 12 号「平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 13 号「平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」、の 3 議案については、質疑はありませんでした。

初めに、議案第 11 号「平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について（関係分）」の質疑です。委員より 30 ページ 3 款 1 項 1 目 19 節「タクシー券 給付補助」について「タクシー券の増額理由」そして「利用枚数」の質問がありました。担当課から「申請者の増加ではなく、利用枚数が増えたための増額である。1 人あたり発行可能枚数は 1 か月 4 枚。年間 48 枚になる」との回答でした。

委員より 30 ページ 3 款 1 項 4 目 13 節「食の自立支援事業委託料」について「配食サービスの数量及び 1 食あたりの自己負担」の質問がありました。担当課から「1 食あたり 648 円で、自己負担は 300 円である。利用者は 120 名前後で、配食数の増加による増額である」との回答でした。

委員より 31 ページ 3 款 2 項 2 目 1 節「嘱託保育士報酬」について「減額の理由と保育士の体制」の質問がありました。担当課から「当初予定していた 3 名の嘱託保育士が 2 名になり、1 名を減額した。他の 1 名は賃金で支払っており、必要な職員数は確保できている」との回答でした。

委員より 33 ページ 4 款 2 項 2 目 3 節「特殊勤務手当」について「増額の理由及び火葬業務手当」の質問がありました。担当課から「当初 80 件ほどの火葬件数を見込んでいたが、今年度は火葬件数が多く、10 件を追加して 90 件の実績見込みとした。特殊勤務手当は搬送と火葬業務で 10,500 円である」との回答でした。

なお議案への関連質問が議長と委員からそれぞれありました。議長より「33 ページ 4 款 2 項 2 目の火葬場の件で関連質問したい。雨の日に霊柩車からご遺体を運ぶ際に、濡れるためセレモニーから『改善を要望している』と聞いたが、どのように対処しているのか」の質問がありました。担当課から「葬儀では喪主が業者を選んでおり、葬祭業者の大半は東栄セレ

モニターである。事業者からの要望は懇談や文書の形で受けている。雨が降った時の屋根の要望を受けているので、施工方法や金額も含め検討をしている」との回答でした。

委員より「32 ページ 4 款 1 項 2 目の予防接種の関連で伺いたい。高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成の対象年齢及び予防接種にかかる費用・助成額・個人負担額を伺いたい」の質問がありました。担当課から「高齢者肺炎球菌予防接種は、65 歳以上の方が接種するもので、有効期間は 5 年間といわれている。一昨年の予防接種法の改正で 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳など 5 歳ごとの節目の人が「定期接種」、それ以外は「任意接種」という区分けとなる。法律上では例えば 65 歳は「定期接種」、66 歳の方は「任意接種」という形になる。東栄町の補助額は 3,500 円で、接種費用は医療機関にもよるが約 7,000 円前後である。約半額を助成するという形で、65 歳以上の方には全て 3,500 円の助成が出ている。町内の東栄病院、下川診療所、ひらい診療所では助成額の 3,500 円を差し引いた金額を医療機関に支払えばよい。町外の医療機関で接種した場合には償還払いになるので、一旦費用の全額を支払っていただき、後日 3,500 円を町から本人に支払うことになる。窓口の説明で不十分な点があれば、医療機関に対して、インフルエンザなど他の補助制度も含め、再度説明を周知徹底したい」との回答でした。

次に、議案第 14 号『平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑です。委員より 98 ページ 2 款 2 項 1 目 19 節「地域密着型介護予防サービス給付費」について「増額理由」及び「事業名でのサービスの違い」の質問がありました。担当課より「地域密着型はグループホームで、要支援で 1 名がグループホームに入所したための増額補正である。「介護予防サービス」は要支援 1・要支援 2 であり「介護サービス」は要介護 1 から要介護 5 の方である」との回答でした。

委員より「地域密着型介護予防サービス給付費は 1 名増えたとのことだが、廃止になった病院の老健施設の入所者に関係するのか、入所先はどこか」の質問がありました。担当課より「1 名の増は新たな認定者。老健は一昨年の件であり、せせらぎ会で入所者の移行先を決めており、介護保険の保険者として把握はしていない。必要であればせせらぎ会に問い合わせるが、こちらではデータは持っていない」との回答でした。

次に、議案第 18 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑です。委員より「10 ページの器具備品「電子カルテシステム」について、今月 25 日が納期限だが、システムの稼働は今年度中か、または新年度か」の質問がありました。担当課より「稼働はまだである。今月 25 日が納期限となっているため、現在は納期に向けた作業を行っており、納品と同時に稼働させる」との回答でした。

委員より「「電子カルテシステム」は当初予算より約 2,800 万円安くなったのか。財源の自主財源 5,146 万円はどのような科目からなのか」の質問がありました。担当課より「金額はお見込みのとおり。自主財源は公営企業会計の中の内部留保資金である。なお電子カルテシステムは、来年度国保調整交付金を申請するので、認められれば補助が付く」との回答でした。

委員より「10 ページの器具備品「地域連携システム」について、減額は取りやめになったためか」の質問がありました。担当課より「来年度に実施することになったため、今年度は見送りである」との回答でした。

委員より「8 ページ 1 款 1 項 4 目「固定資産除却費」は、本郷浅井の医師住宅が普通財産

の一般住宅になったということか」の質問がありました。担当課より「お見込みのとおり」との回答でした。

委員長より「電子カルテシステムの進捗状況を説明願いたい」の発言がありました。担当課より「電子カルテは、富士通エフ・アイ・ピーが事業を請負、直接せせらぎ会とシステムの内容等を調整しながら作業を進めている。システムは少しずつ出来上がっており3月25日の納期限に合わせて稼働する。データ移行をさせて、実際には3月21日ごろ電子カルテが動き出すが、試験運用として先に動き出すので、承知していただきたい。患者へは「東栄病院だより」等で電子カルテが動き出すことをお知らせしている」との回答でした。

委員より「平成28年度に電子カルテが整備され、平成29年度に地域連携システムが事業として完了すれば、東栄病院・下川診療所・津具診療所・豊根村診療所で電子カルテによる業務が進められるということか。東栄病院のシステムの業者と、津具診療所・豊根村診療所に整備する業者は同じか」の質問がありました。担当課より「本年度は東栄病院と下川診療所の電子カルテの整備を行い、津具診療所、豊根村診療所もそれぞれの町村で整備をしている。随意契約で同じ業者が整備したと聞いている。来年度は地域連携システムを導入するが、津具診療所、豊根村診療所とは回線をつなぎ、東栄病院のサーバーにアクセスする仕組みである」との回答でした。

以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、文教福祉委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。次に、総務経済委員長の報告をお願いいたします。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番総務経済委員長。

7番（村本敏美君）

それでは、総務経済委員会の報告をさせていただきます。本委員会は3月10日、委員全員の皆さんと執行側より町長はじめ関係各課の皆さんにご出席をいただき、午前10時より本会議場にて行いました。審査の経過と結果の報告をさせていただきます。委員会に付託されました案件は、12件でございます。

初めに、議案第2号「東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題といたしました。委員より「来年度1戸を整備するための条例制定なのか、今後も整備を続けていくのか」との質問。地域支援課長より「29年度は1戸の建設を目標としている。次年度以降も毎年1戸を建設したいと考えている。各地域に譲渡型住宅を建設し

たいと思う」

委員より「場所の選定は」との質問。地域支援課長より「29年度は町有地に建設したいと考えている。各区長さんには譲渡型住宅の建設候補地の打診をしている。適地があれば用地交渉等事前に準備をしていくことになる」

委員より「入居者を決めてから設計を行うとの説明であるが、金額を決めて設計を変えていくのかどのように対応を考えているのか」との質問。地域支援課長より「100平米の木造住宅を想定している。家賃は6万から8万を想定している」との回答。

委員より「IUターン者を見据えた政策であると思うが、町民が新築したいという人もおる。人口の流出の抑制からも重要なことだと思うが」との質問。地域支援課長より「IUターン者に限らず、町内の方も対象となる」との回答。

委員より「主要事業説明書の16ページには、申請時点で40歳以下の世帯、町内に自己の所有する家屋がない者との記載があるがどうか」との質問。地域支援課長より「原則として40歳以下である。譲渡型住宅の年齢要件は義務教育修了前の子どもの有する世帯は、世帯主の年齢を考慮する。45歳以下を考えている。主要事業説明書の家屋がない者の表示については、修正をさせていただく。申込者の家屋の所有の有無・申し込み時点での居住場所については、要件としない」との回答。

委員より「この事業は豊根村でも同様の事業を行っている。途中で退去し空き家になってしまった場合、後から入居した人の家賃の検討はされたのか。また自分で東栄町に土地を求めて新築した人に、ローンの一定の額を補填すれば問題やトラブルも少なくて済むと思うが、そのあたりの検討はされたのか」との質問。地域支援課長より「途中で退室した場合、残りの家賃を次の入居者に支払っていただくことを想定している。新築した場合のローンの補填については検討をしていない」

以上で、議案第2号の質疑を打ち切り、討論に入りましたけれども討論もなく、議案第2号「東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決をされました。

続きまして、議案第3号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」と議案第4号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は、関連がありましたので一括議題とさせていただきました。

委員より「議案第4号の特別職の給与を減額することは問題だと思う。議案第3号で、特別職報酬等審議会の答申に基づいて給与を上げた。審議会が出された給与は全然高くない。それをさらに下げるということは納得できない」。町長より「昨年又今年の報酬審議会とも県内や全国の類似団体の状況を見て、本則の町長給与の答申をいただいた。報酬審議会でも本則の条例を一気に55万円から63万6千円に上げるということはいかがなものかと思うところもあり、私の任期中は10%を削減させていただき。副町長・教育長も他と比べて決して高い給与ではないが、5%の削減をさせていただいた。本則では一般的な常識として、これぐらいの給与ということで答申をいただいているので、特例の中で減額をさせていただいた」との回答。

委員より「考え方はよくわかった。報酬を下げた分は、職員の士気向上や職員全体で東栄町を盛り上げていただけるような使い道をしてほしい」との質問。町長より「職員の研修も自治大学含め多くの研修に出させていただいている。そのようなところに振り替えたいと思

う。なるべくそのようにしたいと思う」との回答。

委員より「議案３号４号それぞれに本人に支払われる額と町が負担すべき共済組合や退職手当組合の負担金はどれだけ増えるか」との質問。総務課長より「３号４号の中で、63万6千円での計算は行っていない」との回答。

委員より「今回１割カットしても町の負担は50万円増える。交際費負担比率、経常収支比率、将来負担比率が愛知県では最低どころか全国でも下の数値になっている。東栄町の状況を見て、ここで町長の給料を上げることに對して住民の信頼が得られるのかと思う。もう１度考え直す気はないか」との質問。町長より「27年度の報酬審査会の答申に對して、まだそのような状況でないということで見送りをさせていただいた。今回も同じような答申をいただいた。過去はその時の町長の判断でやられたということは理解をしている。本則の条例は答申通りの額に改正をさせていただいた。私もいつまでも町長をやるわけではないので、規模にあった報酬とすべきだと思っている。これは変えるつもりはない。従って、特例条例で10%カットさせていただいた。これも変えるつもりはない」

委員より「飛島村のように税収が高いところは給与も高くてもいいが、東栄町のような財政数値が悪いところは財政規模が小さいと言える。規模に応じて給与を下げるというのは当たり前のことだと思う。報酬審議會は、給与を見直ししてほしいとお願いするので審議會が開かれる。審議會が言ったから上げるというのは、政治家として少し違うと思う。反対討論はしないが、定例会最終日までによく考えていただきたい。これは住民の賛同は得られるものではない」との発言。

以上で質疑を打ち切り、議案第３号及び議案第４号に對する討論に入りました。採決は１件ずつ行いましたけれども討論もなく、議案第３号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の件と議案第４号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決をされました。

続きまして、議案第５号「東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」と議案第６号「東栄町町税条例等の一部改正について」、議案第８号「東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第９号「東栄町簡易水道設置条例の一部改正について」、議案第１０号「東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」の件は、質疑・討論もなく原案のとおり可決をされました。

続きまして、議案第１１号「平成28年度東栄町一般会計補正予算（第６号）について（関係分）」についての件は、款別に質疑を行いました。いずれも質疑・討論もなく議案第１１号「平成28年度東栄町一般会計補正予算（第６号）について（関係分）」の件は、原案のとおり可決をされました。

続きまして、議案第１５号「平成28年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第５号）について」、議案第１６号「平成28年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について」、議案第１７号「平成28年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について」、の件は、いずれも質疑・討論もなく原案のとおり可決をされました。

終了時間は午前10時57分ということでございます。以上報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告が終了いたしました。

----- 議案第 2 号 -----

議長（原田安生君）

日程第 2、議案第 2 号『東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について』の件を議題といたします。議案第 2 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（柴田吉夫君）

この譲渡型住宅につきましては初めての試みというようなことで、今後、条件が合えば 1 年に 1 棟ずつを設置していきたいというようなことでありました。当初の説明がそういうことでありましたが、家賃等については用地費用、設計管理、造成の費用、建築費用、その他必要な経費の総額から月額を割り出すということで、概ねこのくらいの金額になるであろうというような説明は当初なかったような気がいたしておりますが、今、所管の常任委員長の報告の中では家賃は 6 万から 7 万くらいになるであろうというような報告があったというようなことであります。

算定方法について、今言いましたようなものをそれぞれ町有地、あるいは区の方から上がってきた推薦をされた土地、いろんな土地が形態があると思うんですが、そこに 100 平米くらいの面積の中へ木造住宅を作るということになると、作るためには本人の希望も出来る限り取り入れて将来譲渡するという理由からそういう形で建築するということになりまして家賃が算定をされた時に一定ではないと思うわけですが、そこらへんの調整は所管の課としては、あるいは執行部としては踏まえた上での 6、7 万という家賃を常任委員会で回答されたのか。そこらへんにいくであろうというようなことで、今言うように予定設定をされておることなのか。わかった段階で教えていただきたいと思います。

（「議長、地域支援課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

柴田議員おっしゃるように、ある程度想定はして。35年間の家賃ということで、割りかえすと月6万円から8万円くらいになるんじゃないかという想定をしております。

それぞれの掛かる費用につきましても想定しておりますので、実際募集してから入居者との調整もさることながら。各費用につきましては、今後いろいろシュミレーション等しまして考えていきたいと思っております。

議長（原田安生君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

はい、その他ございますか。

（「4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

ちょっとお伺いしたいんですけど、第9条の入居者決定者と同程度以上の収入を有するもので町長が適当と認める連帯保証人ですね。この連帯保証人ってどこらへんまで考えているのか。全く東栄町にゆかりも縁もない人がここが良いとして来た場合に、連帯保証人っていうのは確かに必要だと思います。思いますけども、そこらへんが、例えばなかなか連帯保証人になってもらえないというようなことがあった場合に、他の条件はクリアしてもそこは無いというような極端な例ですけども、そういった場合に、どういようなお考えかどうか答弁お願いしたいと思います。

（「議長、地域支援課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

9条の連帯保証人につきましては、立てていただくということで条件として付けてあります。入居者と同程度の債務を保証出来る方という想定しておりまして、入居者が若い方なら親御さんですとか、ある程度同程度の債務を保証出来る方を考えております。

（「はい」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

わかりましたけども、私もそういう経験あって、九州の方から来られて組内であったんですけど、そういった場合に保証人になってくれっていう話の中で、ここへ来てこの人に連帯保証人になってくれる人がおればいいですけど、少なからず東栄町なり鳳来町なり、だけど全然当てもなくというような形でこっち来られて連帯保証人がどうだって言われても、逆に連帯保証人になる人の身元調査っていうんですか、例えば収入がどう程度とか、そういったものについてもきちんと調べる要素が出てくると思うんです。そうするとなかなかそこらへんが町長が適当と認めるということありますので結構だと思いますけども、そこらへんある程度この情報を適用するということになれば弾力的にやらざるを得ん場合もあるんじゃないかと。私そういうこと思うんですけども。

ですから、これ条例である以上はきちんと守らにゃいかんということですけど、そこらへんの弾力的な考え方っていうの町長が適当と認めるということがそうだと思いますけど。そこらへんもう1回お答えいただきたいと。

（「議長、地域支援課長」の声

議長（原田安生君）

地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

山本議員がおっしゃるとおり、この段階になりましたらしっかり調査したいと思います。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。無いようですので、以上で議案第2号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第2号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号『東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第3号・4号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第3、議案第3号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給

与及び旅費に関する条例の一部改正について』及び、日程第4、議案第4号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』は関連がありますので、一括議題として、質疑を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認め、一括議題といたします。議案第3号及び議案第4号に対する一括質疑を行います。質疑はございませんか。

（「3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（柴田吉夫君）

議案第3号の方であります。提案理由が、この案を提出するのは特別職報酬等審議会の答申を受けて月額をこれだけにすることでお決めにいただいたと思うんですよ。金額について、財政豊かな町あるいは本町のように非常に財政が厳しい状況にある町ということで、それぞれ市は除いて町村にはいろんな名前が違うように事情もあるし、いろんなことが要素が含まれると思うんですが、いずれにしても、東栄町特別職報酬等審議会がこころへんが妥当であろうということで、お決めにいただいたものをわざわざまた特例をもって、これは前回も私質問させていただきましたが、特例をもって5%引くあるいは10%引くというふうにしたという根拠ですね。これはどうもちょっと私には分かりにくい。

はっきり申し上げて、報酬審議会からこの報酬額が妥当だと、東栄町の今の状況の中で町長の月額給与、それから副町長・教育長の月額給与はここが妥当ですよということで、答申を受けたものを町長は公約と言いますか、町長選に出る選挙公約でも以前の人たちは、例えば20%私はカットしますというようなことで。そういうことを公約の1つとして掲げて出られた。結果、当選をされてその公約を果たしてきたという過去の例はありますが、今の村上町長はそういうことは僕は無かったように記憶をしております。僕の記憶が正しければ、報酬に言及したことはなかったと思うんですが。

要するに、63万6千円が妥当ですよというものを55万にしたというそもそも根拠は何なのか。僕は63万6千円が報酬審議会が出た答申額ですからこれを素直に受けていただいて、しっかり行政をやっていくということの方が大事じゃないのかなと思うんですが。

そこらへんは町長個人というよりも議案3号の条例を作って、すぐそれを裏表みたいに4号のあれを併せておるとするのはどうも納得がいかないんですが、そこらへん執行部の考え方を教えていただきたいなど。

貰い過ぎるから減額してるのか、これだけ貰うと財政に困窮が発生する財政が危うくなるということだから頂けませんよということなのか。そこらへんはつきりしないとどうもすつきりしないということですので、ご回答をいただきたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず、私は本則の 55 万という答申が 27 年度も、森田議員が質問を委員会の時にされていましたが、私の給与を決めてくれという状況の中での答申もあると思いますが、一般的な常識の中の議論もやはり報酬審議会の中でやってもらおうじゃないかというところから 27 年度も正していただきました。

これは何故かと言いますと、元々私もずっと行政職でありますし、55 万に対するいわゆる当時の遡って報酬審議会等も議事録全部見させていただきました。それから議会の議事録も見ました。いろいろ過去のことを今とやかく言うつもりはありません。

しかしながら 55 万がほんとにこの全体的な全国県含めて類団体も含めて、55 万がその時ですからそれはいいとしても、設楽町の副町長より低いという給料です。今現在。そういった状況の中、委員の皆さまのご意見をしっかり聞いた中で 63 万 6 千円という答申をいただきました。これを私は尊重したいと思っております。

しかしながらその場で、55 万から一気に 63 万 6 千円までの差額の分を上げますと、これが財政にあたる状況はどうかと言えば、それはすぐに反映するものではないというふうに思っていますが、あくまで私は選挙公約の中で、減給はマニフェストに入れていませんが、しかしながらやはり今の状況見ましても、これからかかるいろいろな主要事業、第 6 次総合計画立たせていただきましたが、やはり今後も引き続き財政状況は厳しい。公債費率の問題も含めて。全体的な国に対する健全化比率見ていただいても、決して今すぐどうこうという問題ではないと。これは決算の時もお話をさせていただきましたので問題ないと思いますが、やはりこれから含めた中で、全体の愛知県の中の状況を見ましても、愛知県の中で東栄町がいろんな指標を見ても 1 番低いというところでありましたので、私は任期中はあくまで 10% 減らさせていただきたいということの中で、今回そういう決断をさせていただいた。

従いまして、3 号についてはこれが東栄町においての適正な町長としての、小さな町村も大きな町村も市も多分業務量は変わりません。やはり町長としての職務はなんら変わらないと思えますし、あえて今は国より地方分権の時代になりまして、町村いわゆる各自自治体に任された仕事も大変多くなってきましたし、それから広域連合も含めていろいろ連携する業務も増えてまいりました。そういう状況の中でありますので、まず 3 号についてはこういう状況の中で私は是非、前回委員会の時もお話させていただいたように、私の任期は後 2 年しかありません。その後のことはその後また考えていただいて、私はこの任期中はこういう状況の中で本則はいじるべきではないと、上げてもらってそういう状況作っていただいて。大きな市の中でも特に名古屋市の市長さんの報酬の問題もありますが、名古屋市すら本則はいじっておりません。これはあくまで自治体を任せられる政治家として、自分の中で減らすという状況を議会にお認めいただいて、特例の中でやるというのが私はそういう状況の中でやらさせていただきたいというふうに思っております。

議長（原田安生君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

はい、その他ございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

この件につきましては、先ほど委員会報告もありましたのでそれを前提にしながらということで、その中の質疑の中で、いわゆる減額した部分の職員研修に使っていきたいというお話がありました。大変それは良いことだと思います。東栄町の場合、職員研修費用は他の自治体と比べても決して多いとは言えない。逆に少ないという点で大変良い使い方だと思いますが、当初予算と今後の新年度の中ではこの減額した部分をどういう形で職員研修として予算付けするのかというのは、今後の中で新年度始まってからこの減額部分を明確に目的化して、職員研修費として計上するという手続きが今後あるという理解でよろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

委員会の中ではそういった回答させていただきました。それはやはり今回差額をそういったものに充てたいという話でありましたので、実際にこの金額をそのまま目的化して、これをこういうふうに充てましょうという予算を立てたいとは考えておりませんが、ただ当初の中でも研修費用は組まさせていただきましたが、今後も研修等には職員も積極的に参加したり、あるいはこちらも職員に対する研修を内部の研修あるいは外部講師を招いての研修等も積極的にやっていきたいと。それに対する費用については、補正対応させていただくかもしれませんが、そういった意味合いとして言わせていただいて、今ここで言ったそれをいくらを充てると、そういう形ではないということだけご理解をいただきたいと。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

そういう点では、全体のいろんな事業についての予算厳しい中ですから、そのみというふうにならないと思うんですけども、町長のその減額の部分を期末手当含めても 90 万円近くなるわけです。それからさらに副町長や教育長の分も合わせると 100 万円超える部分が生み出される。それが 1 つの枠になるわけですから、是非、職員研修を主なものにならして、他

の分野についても必要な部分があるわけですから、それを財源にすることはわかりますけども、主たるものとしては、是非委員会答弁あった人材育成そこに注ぎながら、他とのバランスをとるといふふうに進めていただいたと思うんですけど、その点の理解でいいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

そういった理解をしていただければ結構だと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。はい、6番。

6番（森田昭夫君）

総務課長に1つ伺います。報酬審議会というのは、定例的に開くものではなくて町長が必要と認めた時に報酬審議会というのは開かれるもんだと私は考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

議長（原田安生君）

総務課長。

（「はい、総務課長」の声あり）

総務課長（伊藤明博君）

今議員おっしゃるとおりのことでございます。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

そうすると、27年度も28年度も開いたということなんですが、これは今おっしゃったとおり町長が必要と認めたから開いたわけですね。これ1つ確認です。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程言ったように、55万というものがどうかというところのこともありましたので、町長の報酬だけではなく他のもありましたが、そういうところを委員にお願いをしたという状況であります。

議長（原田安生君）

はい、他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。討論からは議案ごとに行います。はじめに、議案第3号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

はい。まず、原案に反対者の発言を許します。

6番（森田昭夫君）

はい。私は総務委員会の席で町長の給与の実質値上げは、様々な状況でもう少し待った方が良いのではないかと、提出議案を訂正・修正したらいかかと提案し、町長の判断に任せ議案には反対しませんでした。しかし、本日提案された議案は修正も訂正もありませんでしたので以下の理由によって反対します。

1つ目は、町長は職務を一生懸命やっているので、賃上げしても良いのではという意見もありましたが、就任以来約2年、公共施設の見直しなどは、これから公共施設の見直しをする計画を作る段階で進捗がありません。一方、公共の宿泊施設は多額の赤字を出し続けています。また、財源状況はさらに厳しさを増して財政力指数は悪化しています。本議会に提案されている来年度の予算でも、基金、いわゆる貯金を取り崩さなければならない状況で「おいでん家」の臨時職員賃金に起債、借金をしなければ予算を組めない。小学校の起債償還が始まり、今後長い間償還し続けなければならない状況です。一生懸命であることは認めますが、もっと早く速やかに公共施設の見直しや経費節減に積極的に取り組むべきで結果が伴っていません。

2つ目。近隣の町村規模に応じた金額であるということでしたが、町村規模とは何を指しているのでしょうか。人口規模こそ近隣の豊根村よりも多くの方が東栄町にお住まいですが、1人当たりの町民所得は愛知県下最下位で、町民の多くは質素に生活しています。将来負担比率も豊根村のゼロに対し、東栄町は24.1と悪化の一方で、ますます将来の負担は増えています。少なくとも財政状況は豊根村と同等以上にしてから給与の見直しをすべきではないで

しょうか。

3つ目。給与の1割カットの議案も同時に提案されていますが、カットしても実質賃上げで給与だけではなく、共済費、退職手当組合への負担金など町の負担は大きく増加します。現在のままでも年間800万円余の給与が町から支払われますし、退職金もありますので町長の職を全うするには金額が少なすぎるとは思いません。民間企業なら経営状況が良くなれば社員も社長の給与も賃上げし、経営が悪化すれば社長の給与を削っても工面して社員に給与を支払います。

以上のことから、東栄町の財政状況が悪化している時ではなく、東栄町の財政状況が良くなったと自慢できるまで町長の給与を賃上げすることに私は反対します。以上です。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（村本敏美君）

賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに近隣の町村、東栄町町長月給55万円、設楽町675千円、豊根村585千円。こういうものを鑑みて、平成27年10月22日第1回目の特別職報酬等審議会を行いました。特別職報酬等審議会というものは、町長・副町長・教育長だけにはとどまらず、私達議員も入りますし、教育委員又体育指導員とも入ります。その1回目の折には、教育委員と体育指導員の賃上げの答申をいたしまして、議会でも決定していただいておりますけれども、町長に対する636千円もその時も出されたようですけれども、それは見送られてまいりました。

それから平成28年の10月22日に第2回目の報酬等審議会を行いまして、その時にも同様の町長636千円の答申をさせていただきました。近隣市町村と比べて何ら遜色ないということで、報酬等審議会から出された金額については妥当であるということで賛成をさせていただきます。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第3号の件を「挙手」により裁決いたしたいと思います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

（挙手）

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって議案第3号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第4号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第5号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第5号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第5号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第5号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第5号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 6 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、議案第 6 号『東栄町町税条例等の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 6 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 6 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 6 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号『東栄町町税条例等の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 7 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 7、議案第 7 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 7 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 7 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 7 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第8号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、議案第8号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第8号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第8号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第8号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第9号・10号 -----

議長（原田安生君）

日程第9、議案第9号『東栄町簡易水道設置条例の一部改正について』及び、日程第10、議案第10号『東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について』は関連がありますので、一括議題として質疑・討論を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認め、一括議題といたします。議案第9号及び議案第10号に対する一括質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて両案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。採決は議案ごとに行います。始めに、議案第9号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号『東栄町簡易水道設置条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第10号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号『東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第11号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第11号『平成28年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について』の件を議題といたします。議案第11号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳出」からお願いをいたします。

1款・議会費、2款・総務費、3款・民生費、4款・衛生費。22ページから33ページまで。
質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

それでは、5款・農林水産業費、6款・商工費、7款・土木費、8款・消防費、9款・教育費。
34ページから49ページまで。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。それでは、11 款・公債費、12 款・諸支出金、繰越明許費。50 ページから 56 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に「歳入」に入ります。歳入全般について質疑をお願いいたします。3 ページから 21 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 11 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 11 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号『平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 12 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 12、議案第 12 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 12 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 59 ページから 78 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 12 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 12 号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 13 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 13、議案第 13 号『平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 13 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 81 ページから 84 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 13 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 13 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号『平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 14 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 14、議案第 14 号『平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 14 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 87 ページから 106 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 14 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 14 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第号『平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 15 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 15 号『平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』の件を議題といたします。議案第 15 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 109 ページから 120 ページまで。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 15 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 15 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号『平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 16 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 16、議案第 16 号『平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。議案第 16 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 123 ページから 127 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 16 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 16 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号『平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 17 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 17、議案第 17 号『平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。議案第 17 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 131 ページから 134 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 17 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 17 号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号『平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 18 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 18、議案第 18 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 18 号の質疑に入ります。「収益的収入及び支出」「資本的収入及び支出」全般についてお願いいたします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 8 ページ、9 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 18 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 19 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 19、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。1 款・議会費、2 款・総務費。予算説明書の 41 ページから 60 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

次に、3 款・民生費、4 款・衛生費。61 ページから 72 ページまで。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、5 款・農林水産業費、6 款・商工費、7 款・土木費。73 ページから 91 ページまで。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、8 款・消防費、9 款・教育費。92 ページから 111 ページまで。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、10 款・災害復旧費、11 款・公債費、12 款・諸支出金、13 款・予備費。112 ページから 121 ページまで。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で「歳出」を終わり、次に「歳入」に入ります。「歳入」は歳入全般について質疑をお願いいたします。3 ページから 40 ページまで。質疑はございませんか。
（「議長、1 番」の声あり）

1 番。

1 番（加藤彰男君）

先ほど予算委員会の方で審議は終わってますので確認ということで 1 点お願いしたいと思います。30 ページの寄付金のところですが、ふるさと納税のところですね。東栄ふるさと寄付金 1,000 万ということで、4 倍の目標というふうになるかと思うんですが、大変これは大事な取り組みだと思います。

その中で歳出のところにありましたけど、返礼品のところで 400 万円という費用の計上とそれから町長の大綱説明のところで 549 万円の費用の中で 1,000 万というふうに説明がされていました。

この部分はいわゆるフルコスト、つまり人件費だとかいろいろかかった全ての物を計上した時に、一体どのくらいになるのかということを出ればこの場でなくていいですので、参考までにまた教えていただきたいというふうに思います。

確かに初年度多く取り組めば費用がかかると、それから次年度またやれば費用が下がる面もあると思うんですが、少しフルコスト計算という点の試算が出来れば是非一度お願いしたいと思いますので、質問兼ねて要望ということでお願いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤明博君）

ちょっとここには今データ持っておりませんので、また計算してお示ししたいと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 19 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 19 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号『平成 29 年度東栄町一般会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 20 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 20 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。予算説明書の 133 ページから 168 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 20 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 20 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 21 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 21、議案第 21 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。予算説明書の 171 ページから 184 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 21 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 21 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 22 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 22 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。予算説明書の 187 ページから 215 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 22 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 22 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 23 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 23 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。予算説明書の 223 ページから 237 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 23 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 23 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 24 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 24、議案第 24 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。予算説明書の 247 ページから 257 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 24 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 24 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 25 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 25、議案第 25 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。予算説明書の 267 ページから 276 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 25 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 25 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 26 号・27 号・28 号・29 号・30 号・31 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 26・議案第 26 号から 日程第 31・議案第 31 号までの「平成 29 年度各財産区特別会計予算について」の 6 案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

異議なしと認め、6 案件全般についての質疑に入ります。予算説明書の 285 ページから 324 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 26 号から議案第 31 号までの質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 26 号から議案第 31 号までの件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 26 号『平成 29 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について』から議案第 31 号『平成 29 年度東栄町振草財産区特別会計予算について』までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 32 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 32、議案第 32 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の件を議題といたします。これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」「資本的収入及び支出」全般について質疑をお願いします。東栄病院事業特別会計予算説明書の 20 ページから 22 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 32 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 32 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 32 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 34 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 33、議案第 34 号『指定管理者の指定の期間の変更について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤明博君）

議案第 34 号指定管理者の指定の期間の変更について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定した東栄町国民健康保険東栄病院及び同附属下川診療所の指定管理者の指定の期間を別紙のとおり変更したため議会の議決を求める。平成 29 年 3 月 15 日提出東栄町長村上孝治。提案理由、この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間を 3 年から 1 年に変更する必要があるからである。

1 枚めくっていただきまして、別紙でございますが、公の施設の名称、東栄町国民健康保険東栄病院。東栄町国民健康保険東栄病院附属下川診療所。指定管理者となる団体、社会医療法人財団せせらぎ会。指定の期間、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に変更するということであります。

経過を説明いたしますと、ご承知のとおり平成 28 年第 4 回の議会定例会におきまして、せせらぎ会を指定管理者に指定し指定期間を 3 年とする議案を上程しまして、12 月 14 日に議決をされております。その後、以前配布しました病院長からの申出書が町長に提出がありま

した。内容は、協定期間を変更してほしい旨の文章で3年から1年に変更してほしいという申し入れでございます。それを受けまして、3月13日に再度指定管理者選定委員会を開催しまして、指定期間を3年から1年に変更することを了承いただきまして、本日変更の議案を上程するものでございます。よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

議案第34号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「はい、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

3年から1年って通常なら本来なら病院だったら、継続的に長く医療やっていただくということで、通常なら10年というのが本来だと思います。それが3年でも短すぎるころへ持って行って1年ということになったわけですが、これ変更する理由、1年にしてほしいという理由がまず見えない。わかんないと思いますが。そのへんの理由は、役場の方では掴んでおられるのでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

はい。申し入れの理由につきましては、せせらぎ会側から話があった内容につきましては、当直医が今現在今年度は当直出来る医師が4名いると。それが来年度からは3名又は時期によっては2名になってしまう時期があるということで、病院としては当然医師の当直必要になりますので、それをしていくのにそういった人員の関係で3年という期間、病院という体制を持って指定管理を受けることは、今の段階では出来ない状況になったので1年にしたいというふうな申し出がございます。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

となると、医師が不足してきてなかなか病院の体制が保てないということは、指定管理者を放棄してせせらぎ会を辞めるということに繋がっていくのか。病院を管理するつもりない

ということであれば、新たな医療法人を探すべきだと思うんですが。そのへんの病院としては、やる気がないと言ってみれば、せせらぎ会が維持できる見込みがないということで理解してよろしいでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

やる気がないとかあるというお話ではなくて、今の状況だと3年は受けられないと言ってますので、別にやる気がないと言っているわけではないと思います。従いまして、町としましても公設でありますので、森田議員が言われましたように新たな受け皿があれば当然そこも模索すべきでしょうし、経営形態の話も含めてあるいは規模の問題も含めて。

東栄病院事業の予算書の中で、新たに医療センターの構想も作っていくということお話をさせていただきましたが。そういった中で来年度の早い時期に方向性を出して、どういった形で医療を確保していくかということは進めていくことになろうかというふうに思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（柴田吉夫君）

今同僚議員の質問がありましたが、私も確認をさせていただきますが、あくまでも今まで経営をしてきた。それが10年経営をしていただいた指定管理として、引き続き3年間は結構ですよということで当初計画をした。それがその3年の指定管理が、契約はしてなかったわけではありますが、それが出来なくなったということは、今ご回答されたように当直医の医師が回りかねると。輪番制できっと医師は当直、今日はAさん明日はBさんというふうにやってくと思うんですが、それがもう出来かねる状況ということで、医師が充足すればそれは出来ますが、医師への要するに診療上の負担・負荷が多すぎるということが理由で、その他の理由はあっても指定管理の指定を受けなければならないということで今受けてくれたんですが、その他のことは3年が1年になったというのは、要するにドクター不足で、他のことはないと。あればそれも含めてということなんでしょうけど、今の同僚議員の質問に対してドクター不足これが第1の要因というふうに言われたように私は理解をいたしました。その他には無いということで、あってもそれは指定管理を短くするほどの要因ではないというふうに承知をしていいですね。

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

（「はい」の声あり）

住民福祉課長（原田英一君）

今のご質問でございますが、3年を1年にしたことについては医師不足と言いましても、昼間の医師はほぼ変わらない状態で、昼間の医師は出来る見込みが来年度についてはございます。従いまして、当直医の不足ということでまずご理解をお願いしたいと思います。

12月の時に何故3年になったんだということのご質問をいただいたと思いますが、その段階でも私どもは5年あるいは10年お願いしたかったけれども、いわゆる経営の安定あるいは人員の確保、その段階では看護師の話がメインでございましたが、そういったことがあって3年という話になったということの説明をさせていただいたと思います。

今回はそれにプラス医師の当直の部分で3年の継続を担保出来るというか、保障出来るような自信がないので、医師の体力的な部分も含めて1年でとりあえずお願いしたいというお話であったということでもありますので、それが解決すれば即、じゃあ元通りまた今のまま維持出来るかということ、前々から言ってますようにマンパワー不足等はずっとあるわけでございます。今後、先ほどの繰り返しになりますが、来年度の早い時期にそういった体制・経営形態の話・受け皿があるのかないのかも含めて、そういったことを決めて医療確保出来るようにしていくということで考えております。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

特にないようですので、以上で議案第34号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第34号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第34号『指定管理者の指定の期間の変更について』の件は原案のとおり可決されました。

継続審査

議長（原田安生君）

次に、日程第 34『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。

議会運営委員長から次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、『平成 29 年第 1 回 東栄町議会定例会』を閉会いたします。

<閉会 11：46>